

174-衆-外務委員会-10号 平成22年04月07日

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

日米の核密約の問題に関連して幾つか質問したいと思います。

この問題をめぐって我が党の志位委員長が提出した三月十七日付の質問主意書に対して、三月の三十日に鳩山総理の答弁書が出されました。

この政府答弁書では、まず第一問、一九六〇年一月の六日に日米間で交わされた討論記録を日米間の公式の合意文書であることを認めるかという設問に対して、次のように回答いたしております。「当該「討議の記録」は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条の実施に関する交換公文の交渉過程において、交渉の当事者であった藤山外務大臣とマッカーサー駐日米国大使との間の共通の理解を記録するために文書自体については不公表とすることとして両政府の間で作成された合意文書であると考え。」、こう明記をいたしております。

なるほどと私は読んだんですけども、そこで、岡田大臣に伺いたいと思います。

要するに、この討論記録は交渉の過程の日米両国政府間の共通の理解を記録したというものであるとしているわけですが、交渉当事者だった藤山外務大臣とマッカーサー大使の間の共通の理解というのは一体何なのかということが問われてまいります。政府は、この間、この問題、報告書が出て以来、討論記録の解釈をめぐって日米の両政府間に相違があったとしてきたわけですが、この政府の言うアメリカ側の理解というのがこの答弁書にある共通の理解なのか、それとも政府の言う日本側の理解が共通の理解なのか、どういう意味なんでしょうか。

◆岡田国務大臣 そこについて認識の相違があったということでもあります。

○笠井委員 認識の相違があったというか、共通の理解を記録したものがこの不公表の合意文書であるというふうに言っているわけですから、その共通の理解とは何か、交渉当時の両者の共通の理解とは何かというふうなことはどういうことなんでしょうか。

◆岡田国務大臣 ですから、共通の理解を文書にしたものということではありますが、その理解ということについて日本政府と米国政府の間に認識の差があったということでもあります。

○笠井委員 どの点にどう違いがあったんですか。

◆岡田国務大臣 結局、その持ち込みということに関して、一時的寄港の扱い、そこについて日米両国政府で認識の違いがあったということでもあります。

○笠井委員 この文書で言う共通の理解というのは、何についての共通の理解だとお考えですか。

◆岡田国務大臣 ですから、この文書を、日本国政府はその一時的寄港というものも持ち込みに含まれるという前提で考えており、アメリカ政府としては、そうではない、一時的寄港というのはその持ち込みには当たらない、そういう理解で考えていた、そういう認識の相違があったということでもあります。

○笠井委員 では、どの点において共通の理解ということだったんでしょうか。

◆岡田国務大臣 ですから、共通の理解のための文書ではありますが、そこにおいて認識のずれがあったということを申し上げているわけです。

○笠井委員 おかしいですね。共通の理解を記録したと書いてあるわけですから、それを不公表にして合意した文書だというふうに言っている、まさにその問題というのが問題になってくるわけです。

では、伺いますけれども、去る三月三十日に、我が党の不破哲三元衆議院議員が、一九五八年から

六〇年の日米交渉の経過と内容を示す二つの新たな米外交文書、公文書を明らかにいたしました。一つは、安保改定交渉の第一日、一九五八年の十月の四日の協議内容を報告した同年十月二十二日付の電報であります。もう一つは、翌年の、交渉が合意するという成立当時の、一九五九年の六月二十日付の報告電報であります。

いずれもマッカーサー大使による電報でありますけれども、この二つの文書というのは、日米安保改定に至る交渉過程で、一つは、米側が公式の席上、核兵器を搭載した軍艦が日本への事前協議なしに日本に寄港することを条約上の権利として交渉の第一日目から主張していたことが書かれております。二つ目に、交渉の結果、日米政府が、日米安保条約、そして事前協議についての岸・ハーター交換公文、それから討論記録、この全体及びその解釈を一体のものとして受け入れたことを示しております。

これはまさに、討論記録を作成する過程で、核兵器を搭載した軍艦の寄港は事前協議の対象としないという米側の理解を日本側が受諾したこと、つまり、米側の理解こそが共通の理解だったことを示しているんじゃないでしょうか。これはどういうふうに見られますか。

◆岡田国務大臣 委員は、ですから、そういった米国側の資料、公電といいますか、それを根拠にしてそういう議論を展開しておられるわけです。ただ、そういった米国側の資料だけを根拠にして立論するということが果たして妥当なのかどうかということも問われなければいけない。外交ということ考えたときに、一つの物事についてそれぞれの当事者が違う考え方をすることは間々あることであって、米国の言っているものはすべてそれは真実をあらわしている、そういうことでもなろうというふうには私は思うわけでありまして。

今回、この密約の調査を行った結果、幾つかの資料が出てまいりました。つまり、日米間で認識の不一致があったということを示す文書であります。

例えば、昭和四十三年に作成された日本側交渉当事者によるメモ、これは東郷局長が作成したものの、このメモでありますけれども、その中にはそういったことが示されているわけでありまして。

あるいは、昭和五十二年の、山崎アメリカ局長とそれからシュースミス在京米公使、その会談録というものも出てまいりました。その中には、「山崎局長より、とりあえずの気付きの点として、」「非公開合意議事録のパラグラフ二Cに関するこのような米側の解釈については、一九六〇年の安保改訂交渉時において日本側は何等知らされていなかった」旨述べた。「これに対しシュースミス前公使は、一九六〇年の安保交渉当時に日本側が」「米側の解釈を承知していなかったことはその通りであり、自分が調べたところでも、米側においてこの解釈について日本側に説明しようと努力した形跡はない」というふうに述べた、こういう資料も出てきているわけでございます。

したがって、我々としては、委員御指摘のような、当初から米側の解釈というものを日本が承知していたということは必ずしも妥当ではないのではないかとこのように考えているところであります。

○笠井委員 日ごろ大臣は米国を信頼しておっしゃっているのに、信頼できないこともあるんじゃないかと言われるので、非常に私も、なるほど、そういう思いでなさっているのかなと思いつつも今伺ったんです。

今、大臣が二つ、その後の文書ということで挙げられたことですが、それは交渉当時ではなくて、後になって交渉にかかわっていない人たちがいろいろ解釈を言って、そのときこうだったんじゃないかとか、いろいろなことを言っている文書でありまして、私は、交渉当時の文書について、少なくともきちっと米側の文書を挙げて、一致したということ、意見の違いはありながら、そのところを協議して一致したということを出ているということ、これを挙げているわけです。

では、伺いたいんですが、交渉当時のアメリカの電報を正しいという前提で言われていると言われても、交渉当時のアメリカの電報が正しくないという前提に立つような交渉当時の根拠ないしは文書というのがあるんでしょうか。先ほど大臣は、後になっての、当事者以外の人たちの文書について挙げられました。交渉当時の米側の電報が正しくないという前提に立てるような、そういう文

書が出てきたんでしょうか。

◆**岡田国務大臣** お互い認識が違うということですから、それを示した途端に、それは認識が違うということをお互い了解していたということになるわけですから、それは、ないものを証明しろと言われているに等しいというふうに思います。

私は、この問題は、六〇年当時にそういう密約があったかなかったかということは、それは歴史家にとっては非常に関心の深いことであり、また、共産党が従来からそのことを強く主張してこられたことは承知しておりますが、別に、六〇年からなかった、そのことが絶対だというふうに言っているわけでは必ずしもないんですね。それはまさしく歴史家が判断することであって、我々がお願いした有識者の中では、「二項Cの文言をそれだけで、核持ち込みの事前協議に例外を設ける了解と見ることは難しいように思われる。」というふうに有識者は理解をしているわけですが、しかし、そうでないという考え方も当然ある。それは、まさしくそういった有識者の中でこれからも議論されればいいことだというふうに思います。

志位委員長にも申し上げたんですが、六〇年当時、私は、それは認識の違いがあったというふうに考えておりますが、しかし、やがてそれは、米側の考え方ということを知ることが日本に知ることになります。その知るに至る時期というのは、大平・ライシャワー会談のときなのか、あるいはもう少し後なのか、ここも議論が分かれるところではありますが、少なくとも、東郷局長のメモが作成されたその中には、明らかにアメリカ側の考え方が日本と違うということは日本政府は承知をしていたわけですから、その後のことについては、これは明らかに解釈が違うことをわかっていて、そして進めてきたということであって、その間、六〇年からたしか六七年か何か、数年の差はあるんですけども、それは学者の論争に任せていい話ではないか、私はそういうふうに率直に思っております。

○**笠井委員** やがて知るに至るからいいのではないかという話も最後にあったんですが、結局、そういうことでもって暗黙の合意というふうに有識者委員会でも言われて、そういう報告書が出たわけですが、実践的に見ますと、それを正すことにならないわけですね。それを正していくという話にならない。

そもそも、歴史家の将来の研究課題というよりも、私は、この問題は今につながるんだと思うんです。そもそも、この密約が六〇年当時に結ばれたということ、はっきり密約と認めないということになれば、対処の上では、それはずれがあったとしても、その後はお互いにそれをやりながら対処においては一致していたという話をされるんですけども、結局、それは現状を変えないまま置いておくわけですね。そうすると、何も変わらないということになりますね。そういうことになったときに、これは実践的な、これから聞こうと思うんですが、実際持ち込んでくるという問題についてどういう対応をするのかということにかかわってくるから申し上げているわけです。

しかも、私も参考人質疑をやらせていただきましたが、有識者委員会の坂元さんもおっしゃっていました。大体、欠落して重要部分が足りないものがある、不自然になくなっているものがあるということをおっしゃりながら結論を出された。そして、私が伺ったら、新しいものが出てきたらまたそれは正してもいいんですと言われるんですけども、しかし、そういう報告書に基づいて少なくとも岡田外務大臣も政府も今対応しようとしている。

結局は、密約について、きちっとそれをあったということで正す、あるいは廃棄するというのもやらないということになっているわけですから、私は、そういう問題が問題になってくると思うんです。

しかも、やはり当初に一致していたという問題を私は提起しているわけで、交渉第一日目の問題で、アメリカの電報に対応する日本側の会議録というのも、一九五八年の十月四日付というので、今回の報告書とあわせて膨大な資料の中で出てまいりまして、私もこれを読みました。

例えば、この中でも、マッカーサー大使の説明がずっとされていて、それを記録されています。そこで、第五条、六条というところに来てマッカーサー大使が述べている中で、「第五条、第六条も重

要視している。」こう書いてあるんです。その後、わざわざパーレン、括弧づけしてあって、「(以下条文の説明は記録より省略す)」と書いてあるんです。

重要視している問題をわざわざ外務省は、マッカーサー大使が言ったことについて、記録より省略するといつて書かなかった。これは私は非常に、今、この間の密約問題が議論になっている中で、なぜ書かなかったのか、そんなに大事な問題を記録に残さなかったのかという問題を、これを見て非常に疑問に感じたわけです。これ一つとって、アメリカの電報が正しい前提に立ってとおっしゃいますけれども、日本側の記録が正しいのかと。そうでないことがほかにも随所にあります。

大体、電報が正しいものでなかったとして、後で交渉相手の藤山外務大臣とアメリカの国務長官が直接会って会談したときに、こういう交渉をしていた、いや違う、マッカーサー大使とはこんな話だったと言って、そんなことになってしまったら、マッカーサー大使にとっては、それこそ大使生命といますか政治生命を問われる責任問題になっちゃうわけです。それを、アメリカはいつも信用できるとは言えないんだという言い方で先ほど大臣は言われたので、むしろ、共通の理解は米側の理解であって、それを記録するためにこの文書自体については非公表とすることとして作成された合意文書、まさに密約そのものじゃないかと私は思うんです。

もう一つ確認したいのは、第二問で聞いた中で、「政府は、一九九四年以後も、日本に核兵器搭載能力を維持した原子力潜水艦が寄港している可能性があることを認めるか。それを否定するというのなら、その根拠は何か。」「政府は、寄港する原子力潜水艦に核兵器搭載能力を維持したものが含まれていないことを保証できるか。保証できるというのであれば、その根拠は何か。」という設問をいたしました。これに対して答弁書では、「現時点において、」「核兵器を搭載する米国の艦船の我が国への寄港はないと判断している。」と回答しているわけですが、その根拠とされているのは、一九九一年に米国がとった核兵器に関する政策であります。

私はこれを見て思ったんですが、これまで岡田外務大臣と私も何回かやりとりをさせていただいて、三月十日、私が質問したのに対して大臣は、一九九一年に、水上艦船及び攻撃型潜水艦を含む米海軍の艦船及び航空機から戦術核兵器を撤去したというふうにおっしゃるとともに、一九九四年の核体制見直しで、水上艦船及び空母艦載機から戦術核兵器の搭載能力を撤去することを政策決定していると答弁を繰り返されました。

九四年以後もというふうに、能力を維持しているか聞いているのに対して、今回の答弁書では、なぜ、この一九九四年の核体制見直しについて、答弁されたようなことについて触れなかったんでしょうか。

◆**岡田国務大臣** いろいろなことをおっしゃいましたので、どれだけ答えるべきかというのは迷いますけれども。

ですから、よくお調べになっているとは思いますが、最初の、安保改定期、つまり五十年前ですね、そのときにどういうことだったのかということは、これからもいろいろな議論が出てくるのは当然だと思います。そういう中で真実が次第に明らかになってくる。政府としては、我々としては、当初からそういう約束はなかったというふうに考えておりますけれども、そうではないという議論もあるということは当然だと思います。政権もかわっておりますので、我々は別に五十年前のことを擁護しなきゃいけない、そういう立場にもありませんし、これは議論される中で真実というものが明らかになっていけばいいと思います。

ただ、では密約はいまだに残っているんじゃないか、そんなことはありません。つまり、日本国政府の考え方、一時的寄港もこれは持ち込みに当たるということを明確に申し上げているわけで、そして、そのことはアメリカ政府も承知をしているわけであります。アメリカ政府の考え方は先ほど述べたとおりであります。それぞれ考え方が違うということは明確になったということで、その時点でもう密約の問題というのはなくなったわけでありますので、いまだに密約が残っているかのような、そういうお話は違うというふうに私は思っております。

それから、潜水艦の話であります、その質問主意書の答弁をしたときは言えなかったんですが、

昨日というか、けさ方発表になりましたNPRの中で、トマホークの廃止ということが明確になりました。したがって、戦術核を積んだ潜水艦というものは存在しなくなるということがよりはっきりしたわけで、そういう意味で御心配には至らないということでございます。

○笠井委員 日本側が、密約はなかった、そんなことはもはやないんだといっても、アメリカ側は、とにかくこれがあるといって、それを条約上の権利としてやってくるわけです。しかも、NCNDがあるわけですから。これでは実践的には何の保証にもならない。

それから、九四年当時も、NPRでは、水上艦艇に核兵器を配備する能力を廃棄するけれども、潜水艦に核巡航ミサイルを配備する能力を維持するということを明記していた上に、昨日出たというNPR、おっしゃったので、私も読みました。これを見ますと、トマホークについては、退役するだろう、ウイルですということと、それから、水上艦艇などから撤去した後についても、東アジアにおいて、危機の場合、必要なら、非戦略核システムを再配備する能力に依存してきたということを明記している。そして、さらに、航空機について言いますと、B61とかF35ということで、戦闘機、航空機については、前方展開の非戦略核兵器搭載能力を維持するということがはっきり書いてあります。

ですから、方針はそういう意味では変わっていない部分があるということでもありますから、それでも大丈夫と言えるのかということをお大臣に伺いたいんですが、いかがですか。

◆岡田国務大臣 我々は、一時的寄港ということについて、それは持ち込みに当たるということを明確に申し上げているわけであります。

そして、それに加えて、仮に緊急事態ということで、その持ち込みを認めなければ日本国民の安全ということが確保できないという事態になれば、それは、そういう例外的なときについてそのときの内閣がまさしく決断をする、判断をする、そういう話であるというふうに考えております。

○笠井委員 もう時間ですが、持ち込みに当たると言いながらこの廃棄をしない、そして、NCNDで相手がやってくるというもとで、これでは何の保証にも担保にもならない。

私は、まさに、日本は、核の傘のもとにおいて、非核三原則、こういう形で空洞化したままでは、今大きな焦点になっている核兵器ない世界に向けて日本がイニシアチブを発揮することはできない、このことを強く改めて申し上げて、質問を終わります。